

研究拠点形成費等補助金（Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業）
交付要綱

平成28年5月17日
文部科学大臣決定
平成29年7月7日一部改正
平成29年12月8日一部改正
平成30年4月26日一部改正

（通則）

第1条 研究拠点形成費等補助金（Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業に限る。以下「補助金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、産学連携による実践的な教育ネットワークを形成し、課題解決型学習（PBL）等の実践的な教育の推進を図る取組等に必要な経費を補助することにより、サイバーセキュリティ人材やデータサイエンティスト、科学技術を社会実装できる人材といった、Society 5.0に対応した高度技術人材の育成に資することを目的とする。

（補助金の交付の対象及び補助金の額）

第3条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、別表第1の補助事業の欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

2 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、別表第1の補助事業者の欄に掲げるものとする。

3 補助対象経費は、別表第1の補助対象経費の欄に掲げるものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、第15条第1項の規定により補助金の交付の決定が取り消し、又は変更された補助事業（以下「交付決定取消事業」という。）において、法第11条第1項の規定に違反する行為を行った者が中心的な役割を果たす事業については、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める期間、補助金を交付し

ない。

- 一 法第11条第1項の規定に違反して、第15条第1項第1号の規定により補助金の交付の決定が取り消し、又は変更された場合、第15条第2項の規定により当該交付決定取消事業に係る補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降1年間又は2年間
 - 二 法第11条第1項の規定に違反して、第15条第1項第2号の規定により補助金の交付の決定が取り消し、又は変更された場合、第15条第2項の規定により当該交付決定取消事業に係る補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で補助事業以外の用途への使用の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - 三 前号に規定する「相当と認められる期間」は、別紙2に定めるところによる
- 5 第1項の規定にかかわらず、前項第2号に該当する場合において、補助金の当該補助事業以外の用途への使用を共謀した者が中心的な役割を果たす事業については、前項第2号の規定と同一の期間、補助金を交付しない。
 - 6 第1項、第4項及び前項の規定にかかわらず、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合、偽りその他不正の手段を使用した者又は当該偽りその他不正の手段の使用を共謀した者が中心的な役割を果たす事業については、当該補助金の交付の決定を取り消した年度の翌年度以降5年間、補助金を交付しない。
 - 7 第1項の規定にかかわらず、補助金を使用した教育研究の成果の報告書等の捏造、改ざん、盗用等（以下、「不正行為」という。）が行われた場合、次の各号に掲げる者が中心的な役割を果たす事業については、当該各号に定める期間、補助金を交付しない。
 - 一 不正行為を行った者の場合、当該補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年以上10年以内の間で不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間
 - 二 不正行為を行わなかったが、報告書等の作成に一定の責任があった者の場合当該補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降1年以上3年以内の間で不正行為への責任等を勘案して相当と認められる期間
 - 8 第1項の規定にかかわらず、国又は独立行政法人が交付する給付金であって文部科学大臣が別に定めるもの（以下「特定給付金」とし、別紙3に定めるところとする。）の不正使用及び不正受給並びに特定給付金による教育研究における不正行為に関わったことにより、その行う事業について一定期間当該特定給付金を交付しないこととされた者が中心的な役割を果たす事業については、別紙3に定める期間、補助金を交付しない。

（申請手続）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、大臣が別に定める期日までに、補助金

交付申請書（様式 1）を大臣に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

- 第 5 条 大臣は、前条第 1 項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたものについて、交付の決定を行い、補助金の交付を受けようとする者に通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第 2 項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。
- 3 大臣は、第 1 項の交付の決定に際して、必要な条件を付することができる。
- 4 補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、前条第 1 項の補助金交付申請書が文部科学省に到達した日から 30 日以内とする。

（申請の取下げ）

- 第 6 条 前条第 1 項の通知を受けた者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、大臣が別に定める期日までにその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

（経費の効率的使用等）

- 第 7 条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、また支払いを行う場合には、国の契約及び支払いに関する規定の趣旨に従い、公平かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

（補助事業の変更）

- 第 8 条 補助事業者は、補助事業の内容及び補助対象経費の額を変更しようとする

きは、あらかじめ、変更承認申請書（様式2）を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更の場合についてはこの限りではない。

一 補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく、補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合

二 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、補助対象経費の額を、その総額の50%以内で増減する場合

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができる。

（補助事業の中止又は廃止）

第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、中止（廃止）承認申請書（様式3）を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

（事業遅延の届出）

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（様式4）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告及び調査）

第11条 大臣は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

（実績報告書）

第12条 補助事業者は、補助事業を完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した場合にあっては、その日から30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（様式5）を大臣に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合にあっては、大臣が別に定める日までに前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 第1項の場合において、実績報告書の提出期限につき、大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

4 第2項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した書面を添付しなければならない。

5 補助事業者は、第1項及び第2項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額

に相当する額を減額して実績報告書を大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第13条 大臣は、前条第1項の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、別表第4に掲げる算式により算定した額又は補助金の交付決定額のいずれか少ない額を交付すべき補助金の額として確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、その時において当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。
- 3 大臣は、第1項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 4 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第14条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについて、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書(様式6)を大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

- 第15条 大臣は、第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 補助事業者が、法令、この要綱、補助金の交付の決定の内容及び法令若しくはこの要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

四 補助事業者が、補助事業にかかる教育研究を行う者として不相当と認められる場合

五 補助金の交付の決定後生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 大臣は、前項の規定により第5条の交付の決定の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第4号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第13条第4項の規定は、第2項の規定に基づき返還を命ずる場合及び前項の加算金を納付する場合についても準用する。

(知的財産権の報告)

第16条 補助事業により得られた特許権その他の知的財産権を取得した場合には、補助事業者は、速やかに知的財産権報告書(様式7)を大臣に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入があると見込まれるときは、大臣は、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する額を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第18条 取得財産等のうち令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具とする。

- 2 法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、別紙5「文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」に基づき、あらかじめ財産処分承認申請書(様式8)もしくは財産処分報告書(様式9)を大臣に提出し、その承認を受けなければならない

い。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(補助金の経理)

第19条 補助事業者は、補助事業に要した費用について他の経理と明確に区分し、その収支に関する帳簿を備え、その支出内容を証する書類を整備し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該全事業完了の年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(事業結果報告書)

第20条 補助事業者は、補助事業を完了したときは、大臣が別に定める期日までに、事業結果報告書を大臣に提出しなければならない。

(報告の公表)

第21条 大臣は、第11条、第12条第1項及び第2項並びに前条の規定により提出された報告書の全部又は一部を公表することができる。

(補助金調書)

第22条 補助事業者（地方公共団体が補助事業者となる場合に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（様式10）を作成しておかなければならない。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成28年5月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年7月7日一部改正）

- 1 この要綱は、平成29年7月7日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の要綱の規定に基づき交付された補助金については、従前の例による。

附 則（平成29年12月8日一部改正）

- 1 この要綱は、平成29年12月8日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の要綱の規定に基づき交付された補助金については、

従前の例による。

附 則（平成30年4月26日一部改正）

- 1 この要綱は、平成30年4月26日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行前に、改正前の要綱の規定に基づき交付された補助金については、従前の例による。

別表第1（第3条第1項及び2項関係）

補助事業	補助事業者	補助対象経費
<p>Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業</p> <p>大学及び大学共同利用機関の長のリーダーシップの下、サイバーセキュリティ人材やデータサイエンティスト、科学技術を社会実装できる人材といったSociety 5.0に対応した高度技術人材の育成に資することを目的として、特に優れた取組として選定された事業をいう。</p>	<p>大学の設置者（国立大学法人、公立大学法人、学校法人及び地方公共団体に限る。）及び大学共同利用機関法人</p>	<p>物品費、人件費・謝金、旅費、その他、間接経費</p>

別紙 2 (第 3 条第 4 項第 3 号関係)

相当と認められる期間

第 3 条第 4 項第 3 号に規定する補助事業以外の用途への使用の内容等を勘案して相当と認められる期間は次のとおりとする。

補助金の他の用途への使用の内容等	交付しない期間
1 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1 年
2 1 及び 3 以外のもの	2 ~ 4 年
3 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5 年
4 1 から 3 にかかわらず、個人の利益を得るため私的流用した場合	10 年

(注) 単純な事務処理の誤りであったと認められる場合についてはこの限りではない。

社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は嚴重注意に関する文書を通知する。

別紙3（第3条第8項関係）

研究拠点形成費等補助金（Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業）
交付要綱 第3条第8項の特定給付金等を定める件

（特定給付金）

第1条 研究拠点形成費等補助金（Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業）交付要綱（平成28年5月17日文部科学大臣決定。以下「要綱」という。）

第3条第8項の規定による特定給付金は、以下のとおりとする。

- （1）科学研究費補助金及び科学研究費補助金取扱規程第4条第3項の特定給付金等を定める件（平成16年8月24日文部科学大臣決定）第1条に掲げる事業等
- （2）大学改革推進等補助金
- （3）研究拠点形成費等補助金（博士課程教育リーディングプログラム）
- （4）研究拠点形成費等補助金（先進的医療イノベーション人材養成事業）
- （5）国際化拠点整備事業費補助金
- （6）政府開発援助国際化拠点整備事業費補助金
- （7）研究拠点形成費等補助金（Society 5.0に対応した高度技術人材育成事業）

（補助金を交付しないこととする期間）

第2条 要綱第3条第8項の規定による補助金を交付しないこととする期間は、中心的な役割を果たす者の行う事業について一定期間前条に規定する特定給付金を交付しないこととされた場合における当該一定期間とする。

別表第4（第13条第1項関係）

補助事業に要した補助対象経費の総額 × 補助金の交付決定額 ÷ 交付決定に係る補助対象経費の総額

文部科学省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準

第 1 趣旨

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第22条の規定に基づく財産処分（補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した政令で定める財産（以下「補助対象財産」という。）を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊すこと等をいう。以下同じ。）の承認について、当該補助対象財産が教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興の観点から有する公共的な価値に留意しつつ、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、この承認基準を定め、承認手続等の一層の弾力化及び明確化を図ることとする。

第 2 承認の手続

1 申請手続の原則

適正化法第2条第3項に規定する補助事業者等が財産処分を行う場合には、文部科学大臣に別紙1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

適正化法第2条第6項に規定する間接補助事業者等が財産処分を行う場合には、当該間接補助事業に係る補助事業者等に対し財産処分の承認申請を行い、申請を受けた補助事業者等は、文部科学大臣に別紙1の財産処分承認申請書を提出することにより、申請手続を行う。

（注1）財産処分の種類

転用：補助対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。

譲渡：補助対象財産の所有者の変更。

交換：補助対象財産と他人の所有する他の財産との交換。なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たる。

貸付：補助対象財産の所有者は変更を伴わない使用者の変更。

取壊し：補助対象財産の使用を止め、取り壊すこと。

廃棄：補助対象財産の使用を止め、廃棄処分をすること。

担保に供する処分：補助対象財産に抵当権を設定すること。

（注2）一時使用の場合

補助対象財産の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である。

（注3）補助対象財産への再生可能エネルギーの発電設備の設置

補助対象財産に自ら太陽光パネル等の再生可能エネルギーの発電設備を設置する場合や、同設備を設置するために第三者に補助対象財産の一部を有償又は無償で貸し出す場合（屋根貸し等）であって、次の2点をいずれも満たす場合は財産処分に該当せず、手続は不要である。

- ① 補助対象財産の性質や設計上の理由等から補助対象財産の整備目的のためには使用しない場所（通常は立入りのできない屋根、管理上の都合で取得した法地等）に再生可能エネルギーの発電設備を設置する場合など、補助対象財産の整備目的を妨げないと認められること
- ② 補助対象財産である施設の強度を損なうこと、通常の維持管理業務に支障をきたすことその他補助対象財産の財産的価値を損なうことがないこと

（注4）承認後の変更

承認を得た後、当該承認に係る処分内容と異なる処分を行う場合又は当該財産処分の承認に付された条件を満たすことができなくなった場合には、改めて手続が必要である。

（注5）処分制限期間が10年未満である補助対象財産への適用

処分制限期間が10年未満である補助対象財産についても、この承認基準に定める手続を要するが、処分制限期間を経過した場合には、この承認基準に定める手続を要しない。

2 申請手続の特例（包括承認事項）

次に掲げる財産処分（以下「包括承認事項」という。）であって別紙2により文部科学大臣への報告があったものについては、1にかかわらず、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱うものとする。ただし、この報告において、関係法令の規定に反するものや記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

なお、地域再生法（平成17年法律第24号）第5条の規定により、地方公共団体が地域再生計画の認定申請を行い、内閣総理大臣の認定を受けたものは、同法第18条の規定により文部科学大臣の承認を受けたものとみなす。

- (1) 地方公共団体が、当該事業に係る社会資源が当該地域において充足しているとの判断の下に行う次の財産処分（有償譲渡、有償貸付及び担保に供する処分を除く。）
 - ① 経過年数（補助目的のために事業を実施した年数をいう。以下同じ。）が10年以上である補助対象財産について行う財産処分
 - ② 経過年数が10年未満である補助対象財産について行う財産処分であって、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に規定する市町村建設計画又は市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）に規定する合併市町村基本計画に基づいて行われるもの
- (2) 災害による損壊若しくは火災等により使用できなくなった補助対象財産又は構造上危険な状態にある補助対象財産の取壊し又は廃棄（以下「取壊し等」という。）

第3 国庫納付に関する承認の基準

1 地方公共団体が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体が行う包括承認事項にかかる財産処分、又は経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって文部科学大臣が個別に認めるものについては、国庫納付に関する条件（財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を国庫に納付する旨の条件をいう。以下同じ。）を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記以外の転用、譲渡、貸付、交換及び取壊し等については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

2 地方公共団体以外の者が行う財産処分

(1) 国庫納付に関する条件を付さずに承認する場合

地方公共団体以外の者が行う次の財産処分については、国庫納付に関する条件を付さずに承認するものとする。ただし、財産処分承認申請書における記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、この限りではない。

① 包括承認事項のうち、(2)に掲げる災害等による取壊し等の場合

② 経過年数が10年以上である補助対象財産に係る財産処分であって、次の場合に該当するもの

ア 転用、無償譲渡又は無償貸付の後に、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する場合

イ 交換により得た補助対象財産において、教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業を行う場合

ウ 教育、科学技術、学術、スポーツ及び文化の振興に資する事業並びに種子島周辺の漁業対策に資する事業に使用する補助対象財産を整備するために、取壊し等を行うことが必要な場合（建て替えの場合等）

エ 国又は地方公共団体への無償譲渡又は無償貸付

③ 経過年数が10年未満である補助対象財産に係る財産処分であって、上記②

アからエまでに該当するもののうち、市町村合併、地域再生等の施策に伴うものであって、特に文部科学大臣が個別に認めるもの

(2) 国庫納付に関する条件を付して承認する場合

上記(1)に掲げる以外の財産処分については、当該補助事業者等に第4に定める額の納付を求めるものとする。

(3) 再処分に関する条件を付す場合

① 再処分に関する条件を付す場合

上記(1)のうち、②及び③に掲げる財産処分については、再処分に関する条件（当初の財産処分の承認後10年（残りの処分制限期間が10年未満である場合には、当該期間）を経過するまでの間は、文部科学大臣の承認を受けないで当該補助対象財産（交換の場合には、交換により得た補助対象財産）の処分を行ってはならない旨の条件をいう。以下同じ。）を付すものとする。

② 再処分に関する条件を付された者の財産処分

再処分に関する条件を付された者が行う財産処分の承認については、この承認基準に基づき取り扱う。

この場合、補助目的のために使用した期間と財産処分後に使用した期間とを通算した期間を経過年数とみなす。

なお、譲渡により所有者に変更があった場合の申請手続については、財産処分後の所有者を、財産処分前の所有者とみなして取り扱う。

3 担保に供する処分（抵当権の設定）

担保に供する処分については、本来の交付の目的の遂行に影響を及ぼさない限りにおいて承認するものとする。

また、抵当権が実行に移された場合には、適正化法第17条第1項に基づき補助金等の交付決定を取り消し、適正化法第18条第1項に基づきその補助金等の返還を命じることとなるので、この旨承認の通知に付記することとする。

承認に際しては、補助事業者等に対し、財務状況や抵当権設定後の返済計画等、抵当権が実行された場合の国庫への納付の確実な履行を証明できる資料を求めるものとする。

第4 財産処分納付金の額

1 有償譲渡又は有償貸付の場合

財産処分納付金額は、譲渡額又は貸付額のうち補助金相当額を国庫に納付するものとする。なお、残存年数納付金額（施設等にあつては、処分する施設等に係る国庫補助額に、処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）又は貸付年数（処分制限期間内の期間に限る。）の割合を乗じて得た額を、その他の補助対象財産にあつては、国庫補助額をいう。）を上限とする。

2 上記1以外の場合

残存年数納付金額を国庫に納付するものとする。なお、担保に供する処分につき、抵当権が実行に移された際に納付すべき財産処分納付金の額は、有償譲渡の場合と同じ額とする。